

市民利用施設予約システム 利用者登録約款の変更のお知らせ

日頃から横浜市市民利用施設予約システムをご利用いただきありがとうございます。平成22年9月1日より、予約システム利用者登録約款を変更することとなりましたので、お知らせいたします。

横浜市市民利用施設予約システムとは…横浜市民によるスポーツ施設、公園施設及び文化施設の利用にあたり、電話及びインターネットからの利用申込みを可能とすることで横浜市民の利便性を高めるとともに、予約抽選の効率化を図ることを目的に横浜市が設置するシステムです。

<主な変更点>

1 個人登録・団体登録の条件を定めます。(個人及び団体約款第3条)

【個人登録の条件】

- ・横浜市内在住、在勤、在学のいずれかを満たす16歳以上であること。

【団体登録の条件】

- ・団体の構成員は2名以上であること。
- ・登録者は16歳以上であること。
- ・登録者は市内在住、在勤、在学のいずれかを満たすこと。
- ・団体構成員のうち、二分の一以上が市内在住、在勤、在学のいずれかを満たすこと。
- ・団体構成員のうち、二分の一以上が同一となる団体が既に登録されていないこと。

2 団体登録条件を満たしているかを確認するため、団体登録の申請にあたっては、団体名簿の提出が必須となります。(団体約款第2条)

団体申請を行う方は、団体構成員の個人情報を団体名簿に記載することについて、事前にご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。

3 不適正利用者についての取り扱いを規定します。(個人及び団体約款第13条)

約款違反や不適切な利用があったと認められる登録者及び登録団体については、横浜市、予約センター及び施設管理者から注意を行います。改善されない場合には、利用停止又は登録取消となりますので、ご注意ください。

(不適正利用の具体例及び利用停止、登録停止の取り扱いの詳細につきましては、別紙「横浜市市民利用施設予約システム 適切にご利用についてのお願いとお知らせ」のとおりです。)

4 個人情報の保護について、明記します。(個人及び団体約款第18条)

※ 上記1 (個人及び団体約款第3条) については、約款が変更された後に新たに行われる登録申請及び登録内容変更等の諸手続を対象とします。

※ 変更後の約款全文は、予約システムホームページ又は施設内掲示でご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先

施設窓口または横浜市市民利用施設予約センター (TEL:045-290-6622)